

建設工事の技術者の専任に係る取扱いについて

平成 28 年 6 月 1 日

(最終改正 令和 7 年 4 月 1 日)

建設業法施行令第 27 条第 2 項の規定に基づき、同一の専任の主任技術者が建設工事を管理することができる場合の主任技術者の兼務について、次のとおり取扱うこととします。

1 建設工事の技術者の専任に係る取扱い

建設業法第 26 条第 3 項の趣旨から、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえ、各工事を同一の専任の主任技術者が管理できることとするかは、市長が適切に判断します。

2 同一の専任の主任技術者が管理することができる工事

次の条件を全て満たす工事とします。(監理技術者には適用しません。)

- (1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であること。
- (2) 工事現場の相互の間隔が 10 km 程度の近接した場所であること。
- (3) 同一の業者が施工する場合であること。
- (4) 一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則 2 件までとする。

3 主任技術者の兼務に関する手続き等

(1) 主任技術者兼務届の提出が必要な場合

請負代金額が 4,500 万円（建築一式工事は 9,000 万円）以上の伊那市が発注した工事の主任技術者が他の工事と兼務する場合。

(2) 主任技術者兼務届の提出時期

伊那市が発注した工事において、専任を要する主任技術者が既に受注している他の工事の主任技術者と兼務する場合は、契約書の提出時（契約方法が一般競争入札（事後審査）の場合は入札参加資格要件審査書類の提出時）に、「主任技術者兼務届」（様式 1）を提出する。

既に受注している伊那市が発注した工事において、専任を要する主任技術者が他の工事の主任技術者と兼務する場合は、他の工事の契約締結前に、「主任技術者兼務届」（様式 1）を提出する。

4 適用時期

令和 7 年 4 月 1 日現在契約中の工事及び同日以降契約する工事から適用する。